

別紙 登録基準

1 規模（面積）

<一般住宅> <ul style="list-style-type: none">・各住戸の床面積が25㎡以上・台所、収納、浴室、シャワー室が共同利用の場合、18㎡以上
<共同居住型住宅（シェアハウス※）> <ul style="list-style-type: none">・各専用部分の床面積が9㎡以上・住宅全体の面積が15㎡×居住人数+10㎡以上

※地方公共団体によっては面積基準を緩和している場合があります。

※共同居住型住宅（シェアハウス）について

- ・共同利用する居間、食堂、台所、その他居住の用に供する部分を有する賃貸住宅が対象です。
- ・各専用部分は、定員1名です。
- ・各専用部分の床面積には、専用部分に備え付けの収納設備の床面積は含みますが、他の設備の床面積は含みません。
- ・居住人数には、当該住宅に居住する賃貸人も含みます。

2 構造

①消防法、建築基準法に違反しないものであること。
②耐震性があること（新耐震基準に適合していること）

- ・旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に着工）の建物であっても耐震性があれば登録可能です。

3 設備

一般住宅*	共同居住型住宅（シェアハウス）
・各住戸が台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室を備えること。 (台所、収納、浴室、シャワー室は、共同利用化の場合、各住戸に備えなくてもよい)	・住宅の専用か共用部分のいずれかに、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場を備えること。 ・便所、浴室又はシャワー室は、5人に1つ以上の割合で備えること（例えば、定員4人であれば各設備は1つずつ、6人であれば各設備は2つずつ必要）

*平成30年7月10日以降、一般住宅では、洗面設備が不要となりました（国土交通省改正）。

4 賃貸条件、その他

①入居を不当に制限しないこと（差別的なもの・入居対象者が著しく少数⇒不可）
②家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと。
③国の基本方針・地方自治体の供給促進計画に照らして適切なものであること。

（注）地方自治体で緩和規定などが定められている場合は、上記の表記に関わらずのその基準に準ずる。